

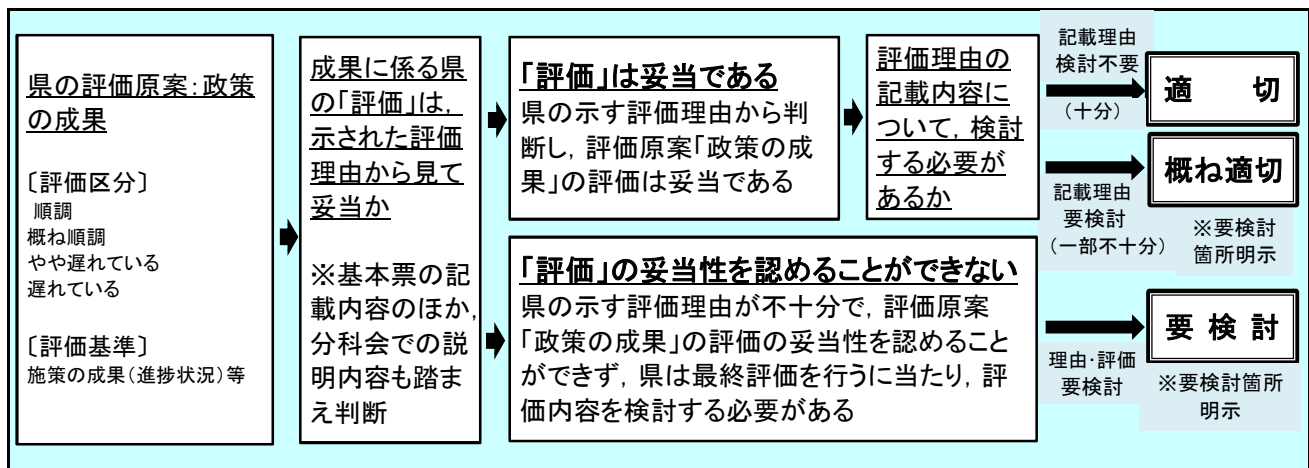
## 政策評価部会 審議ポイント～平成28年度～

～政策評価・施策評価基本票（県の評価原案）について妥当性を判断～

### ●政策評価〔シート名：政策評価シート〕

項目	内容	
政策の成果	県の自己評価	各施策の成果の状況等を総括して政策全体としての成果（政策の進捗状況はどうなっているか）を評価し、その評価の理由を示すものです。
	審議	<p>県の評価原案（順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている）は、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当であるか。</p> <p>→「適切」、「概ね適切」、「要検討」の3段階で判定し、判定理由を決定します。</p> <p><b>適 切</b>：県の評価原案について、評価の理由が十分であり、「政策の成果」の評価は妥当であると判断されるもの</p> <p><b>概ね適切</b>：県の評価原案について、評価の理由に一部不十分な点が見られるものの、「政策の成果」の評価は妥当であると判断されるもの</p> <p><b>要 検 討</b>：県の評価原案について、評価の理由が不十分で、「政策の成果」の評価の妥当性を認めることができず、県が最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断されるもの</p>
政策を推進する上での課題と対応方針	県が示す原案	施策評価で把握した、施策が直面する課題等を総括した上で、政策を推進する上での課題等や改善が必要な事項等を検証し、その内容と今後の対応方針を示すものです。
	意見の有無	→県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を決定します。

### 【参考】判定の流れ：政策の成果（県の評価原案）の妥当性について判定



\* 政策評価部会・分科会の審議方法については、政策評価部会で審議の上決定されるため、現時点では事務局案の段階です。取扱いに御注意ください。

●施策評価〔シート名：施策評価シート〕

項目	内容
<p><b>施策の成果</b></p>	<p>県の自己評価 「i 目標指標等の達成状況，ii 県民意識調査結果，iii 社会経済情勢，iv 事業の実績及び成果等から見て，施策に期待される成果を発現させることができたか（「目標とする宮城の姿」に近づいているか，又は震災からの復興が進んでいるか）」という視点で，総合的に施策の成果を評価し，その理由を示すものです。</p>
	<p>審議 県の評価原案（順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている）は，「評価の理由（i 目標指標等の達成状況，ii 県民意識，iii 社会経済情勢等，iv 事業の実績及び成果等）」から見て妥当なものか。 →「適切」，「概ね適切」，「要検討」の3段階で判定し，判定理由を決定します。 適切：県の評価原案について，評価の理由が十分であり，「施策の成果」の評価は妥当であると判断されるもの 概ね適切：県の評価原案について，評価の理由に一部不十分な点が見られるものの，「施策の成果」の評価は妥当であると判断されるもの 要検討：県の評価原案について，評価の理由が不十分で，「施策の成果」の評価の妥当性を認めることができず，県が最終評価を行うに当たり，評価内容を検討する必要があると判断されるもの</p>
<p><b>施策を推進する上での課題と対応方針</b></p>	<p>県が示す原案 ①「施策を推進する上での課題」は，施策が直面する課題や，施策評価の過程で把握した改善が必要な事項等を検証し，その内容を示すものです。 ②「対応方針」は，「施策を推進する上での課題」で整理した事項について，今年度の対応状況を含め，検討に基づく今後の対応方針の内容を示すものです。</p>
	<p>意見の有無 →県が示す原案に対して意見がある場合に，意見の内容を決定します。</p>

【参考】判定の流れ：施策の成果(県の評価原案)の妥当性について判定

